

社会保険制度加入のご案内

あなた又はあなたの家族が会社で働いている？

※ パートタイマー、アルバイトの方も含まれる場合があります。対象となるか否かは、お勤めの会社にお問い合わせください。

はい

いいえ

◆あなたが加入しなければならない医療保険・年金への加入手続は、お勤めの会社に義務付けられていますので、会社に加入手続のお願いをしてください。

◆ お勤めの会社が医療保険・年金への加入の手続をとらず、医療保険・年金に未加入となっている場合は、年金事務所にご相談ください。

★ 詳細につきましては、お近くの年金事務所にご相談ください。

◆あなたが加入しなければならない医療保険・年金への加入手続は、お住まいの市区町村役場の国民健康保険、国民年金担当窓口で、自分で手続きすることとなります。

※ 無職の方、留学生や就学生等で週28時間以内のアルバイト等をしている方は、通常、こちらに該当します。

★ 詳細につきましては、お住まいの市区町村役場の国民健康保険、国民年金担当窓口にご相談ください。

※年金事務所へ日本語以外で相談する場合は、通訳が必要です。

あなたが75歳以上であれば、後期高齢者医療制度へ加入することとなります。

★ 詳細につきましては、お住まいの市区町村役場の後期高齢者医療制度担当窓口にご相談ください。

社会保険制度について

◆ いずれかの医療保険制度、年金制度に加入することが義務付けられています。

1. 健康保険制度について

適用事業所に常用的に使用される限り、外国人の方にも健康保険が適用され、これに加入しなければなりません。

健康保険に加入することにより、被保険者やその被扶養者の病気やけが、出産や死亡の場合に必要な保険給付等が受けられます。

※ 適用事業所とは、法人の事業所、5人以上の個人事業所をいいます。

2. 国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度について

① 75歳未満で健康保険の適用対象とならない外国人の方

② 75歳以上の外国人の方

であって、外国人登録を行い、入管法により決定された在留期間が1年以上である方（1年以上日本に滞在すると認められる方を含む。）は、国民健康保険（①の方）又は後期高齢者医療制度（②の方）が適用され、加入の手続きをする必要があります。

国民健康保険又は後期高齢者医療制度に加入することにより、病気やけがの場合に必要な保険給付等が受けられます。

※ 医療機関を受診する際に健康保険、国民健康保険又は後期高齢者医療制度の保険証を提示しない場合は、医療費は原則として全額自己負担となります。

3. 厚生年金保険・国民年金について

外国人の方についても、適用事業所に常用的に使用される限り、厚生年金保険が適用され、これに加入しなければなりません。また、常用的に使用関係にない外国人であっても、日本国内に住所を有する方は国民年金に加入しなければなりません。

年金制度に加入し、一定の要件を満たすことにより、老齢、障害、死亡等の場合には、それぞれ老齢年金、障害年金（又は障害手当金）、遺族年金が支給されます。

また、日本で年金制度に加入していた外国人の方は、日本を出国後、請求手続きをすることにより脱退一時金が受けられます。